

報告第7号

平成20年度北本市財政の健全化判断比率の報告について

平成20年度北本市財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成21年8月25日

北本市長 石 津 賢 治

平成 2 0 年度北本市財政の健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.11)	— (18.11)	9.6 (25.0)	28.3 (350.0)

- 備考 1 実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」として記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

平成20年度 北本市財政の健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された北本市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、北本市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成20年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	— (%)	13.11 (%)	実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」として記載
②連結実質赤字比率	—	18.11	
③実質公債費比率	9.6	25.0	
④将来負担比率	28.3	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成20年度の実質赤字比率は、実質赤字額がないため、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成20年度の連結実質赤字比率は、連結赤字額がないため、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成20年度の実質公債費比率は、9.6%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成20年度の将来負担比率は、28.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。